

中播都市計画（下笹地区）地区整備計画

地区整備計画の区域面積		約 10.1ha
地区整備計画に関する事項	地区施設の配置及び規模	緑地 2ヶ所 約 1.2ha
	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1 工場（建築基準法別表第2の（る）項第1号（一）から（十一）まで及び（十三）から（三十一）までに掲げる事業を営むものを除く。） 2 前号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	50,000 m ²
	建築物の高さの最高限度	20m（ただし、既に存する建築物については、この限りではない。）
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（道路境界線における隅切部分を除く。）までの距離は、2 m以上とする。ただし、既に存する建築物については、この限りではない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。 2 景観の形成等に関する兵庫県条例第2条第（5）号に該当する建築物については、同条例第22条第1項の大規模建築物指導基準によるものとする。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくを設置する場合は、次の各号に掲げるものとする。（門柱にあつてはこの限りでない。） 1 生垣 2 メッシュフェンス又は格子型フェンス

【平成29年10月5日 たつの市告示第118号】